

ニュース・レター

NEWS LETTER
Nov.30 2001vol.
14

水俣市では、現在ゴミの23分別（一部地域では24分別）を実施している。地域の小中学生も参加しており、世代を越えたコミュニケーションの場所にもなっている。子供の非行も減少したとのことである。右上が、撮影中の小田原真博氏。

水俣市では、市内の全小中学校（16校）が市が創設した学校版ISO14001の取得と運営に取り組んでいる。写真は、そのモデル校の水俣市立第2中学校においてゴミの分別に取り組んでいる風景。手前はビデオ撮影者の小田原真博氏と菊池金義氏。

環境教育チーム、 水俣でビデオ撮影

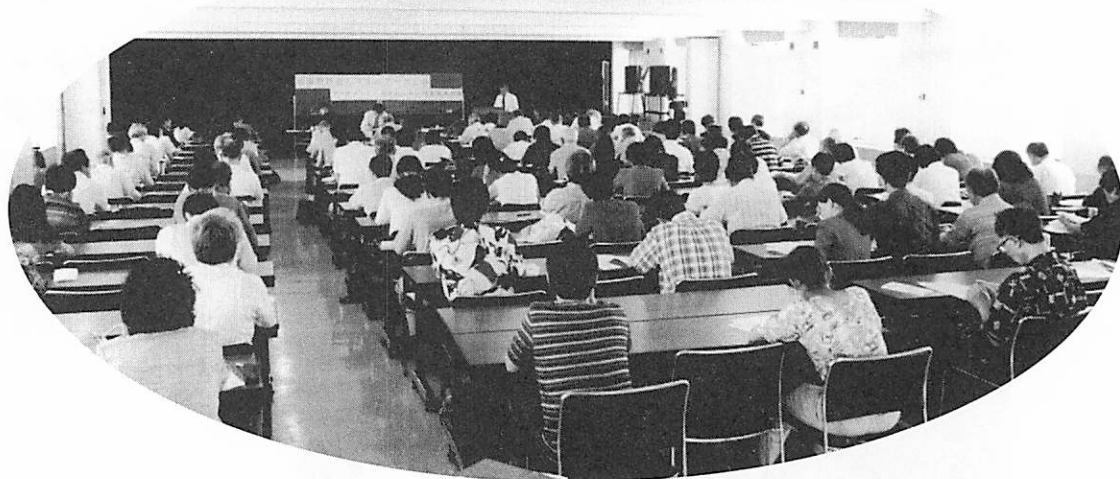
今年11月6日から8日まで、環境教育チームの中下裕子、松原健司は、現在制作中の環境教育ビデオの取材のため、制作協力を依頼しているSIDOのスタッフ3名（小田原・菊池・広田の3氏）とともに、水俣市を訪問しました。その時の模様をご紹介します。ビデオは、来春完成予定です。



CONTENTS

- ② 国民会議第3年度（2000年10月～2001年9月）の活動報告と今後の予定
- ⑧ 藤原 寿和・中央環境審議会『自動車リサイクル専門委員会中間報告』に対し意見書を提出
- ⑨ 萩原 二美・塩ビのおもちゃ・容器包装の規格基準改正案について厚生労働省に意見書を提出
- ⑩ 浅岡 美恵・「シリーズ・隣の環境NGO」 気候変動問題に取り組む気候ネットワーク
- ⑪ 中下 裕子・「環境法の今」第7回 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）
- ⑬ International News Clip（最近の国際動向）

国民会議第3年度（2000年10月～2001年9月） の活動報告と今後の予定



【総括】 事務局長 中下 裕子

政策提言型NGOとして浸透中

第3年度の活動は、新たな課題への取り組みを始め たものが多く、残念ながら「提言」等の具体的な成果に至ったものは少なかったのですが、立法・行政との関わりにおいては、国会での参考人から、各種委員会のメンバーとしての参加、さらには各シンポジウムへの出演に至るまで、さまざまな形で政策提言型NGOとしての国民会議の存在が着実に浸透しつつあります。

特に指摘すべき活動・成果としては、①POPs（残留性有機汚染物質）条約の成功、②内分泌かく乱物質学会のポスター・セッションへの参加、③アニメ映画「いのちの地球 ダイオキシンの夏」の監修が挙げられます。これらは国民会議の活動の幅の広がりをもよく示しています。

さらに、何といたっても特筆すべき出来事は、独立オフィスの確保という懸案の事項について、画期的な前進が見られたことです。東京都豊島区に「環境市民ひろば」が開設され、国民会議がそのメンバーとなったことから、これまでは事務局長の事務所に間借りしていた国民会議ですが、ようやく独立したオフィスを持つこととなりました。まだまだフル稼働とはいえない状態ですが、これにより今後は一層充実した活動ができるものと期待されます。

最後に、会員拡大の活動は低調でした。これは次

年度の大きな課題です。

1. リサイクル法、食品対策等で政策提言

塩ビ製おもちゃのフタル酸類規制、自動車リサイクルに関するパブリック・コメント募集に対して、意見を提出しました。このほか、POPs条約案に関する提言を提出しました。現在、塩ビ医療器材に関する提言、食品のダイオキシン汚染対策に関する提言、容器包装リサイクル法の改正提言などを準備しているところであり、次年度中には提言としてまとめ上げ、関係者に提出したいと考えています。

2. シンポジウム・学習会を10回開催

シンポジウム4回、学習会5回、試写会&講演会1回と、例年同様活発な活動を行いました。

3. 調査研究

前年度に引き続き男女出生比率の地域別調査を継続し、その成果を内分泌かく乱物質学会のポスター・セッションで公表しました。また、新たに、環境ホルモン委員会・毒物のない社会委員会合同で、子どもの環境保健に関する文献調査を開始しました。

4. 国際的活動

POPs条約第5回交渉会議（南アフリカ・ヨハネスブルグ）及び条約採択会議（スウェーデン・ストックホルム）に参加しました。

5. ニュースレターの発行

予定どおりの隔月発行（NO.8～NO.13）を実行しました。

6. その他の活動

- (1) アニメ映画「いのちの地球 ダイオキシンの夏」の監修
- (2) 環境教育チーム、ビデオ作成に着手
- (3) 情報公開請求活動……食品のダイオキシン汚染データ

なお、各委員会・プロジェクトチームの活動は以下のとおりです。

◎ダイオキシン委員会

委員長 藤原 寿和

1. 第3年度の活動報告

ダイオキシン類対策特別措置法が1999年7月12日に議員立法で成立、同月16日に公布され、昨年1月15日から施行されました。この法律の制定に向けては、国民会議としても種々の立法提言を行ってきました。食品規制をはじめ、ダイオキシン類の発生源である塩ビ製品などの素材対策が盛り込まれなかったことから、次なる改正に向けての取り組みを行うため、2000年10月にダイオキシン委員会が再結成されました。

原則として毎月第2木曜日に、弁護士会館10階の会議室で定例委員会を開催してきており、この10月で12回の会合を重ねてきています。

この間に、以下のような公開学習会を開催しています。(新年度分を含む)

●「ダイオキシン法の実態と今後の課題 自治体担当者から」

- ・日時 2001年2月9日(金) 午後6時～8時
- ・講師 東京都、神奈川県、埼玉県のダイオキシン規制等担当者

●「ダイオキシン特措法の施行から1年」

- ・日時 2001年2月19日(月) 午後6時～8時
- ・講師 今田長英氏(環境省環境管理局ダイオキシン担当官)

●「廃棄物焼却炉解体に伴う労働者被曝問題」 「土壌汚染防止対策の法制化をめぐる動向」

- ・日時 2001年10月18日(木) 午後6時～8時
- ・講師 西田隆重氏(神奈川労災職業病センター)
石井義庸氏(エネルギージャーナル社記者)
またダイオキシン委員会では、EU食品科学委員

会がまとめた『食品に含まれるダイオキシン類のリスクアセスメントに関する意見書』を翻訳し、1,000円で頒布しています。

2. 今後の活動予定

今後の活動計画予定として、環境省が来年には「土壌汚染対策法」を国会に上程する予定で、目下検討会(土壌環境保全対策の制度の在り方に関する検討会)を開いてきていますので、国民会議としてもそれに合わせて「土壌汚染対策法」の制定に向けての立法提言を行う予定です。先の公開学習会の開催をはじめ、来年早々にでもシンポジウムを開催する計画を検討しています。

その他、ダイオキシン類対策特別措置法の見直しを求めて、懸案の耐容一日摂取量(TDI)の強化や、脱焼却対策、食品規制対策、素材対策、労働者被災対策などいずれも重要な課題についての政策提言を取りまとめる予定です。こうした提言を法制度の中に取り入れさせるためには、世論の高まりがないと無理ですので、マスコミ対策を含めて有効なキャンペーン活動を行っていくことが今後の課題です。

◎毒物のない社会委員会

委員長 藤原 寿和

1. 第3年度の活動報告

毒物のない社会委員会は、昨年11月15日に開催された第28回常任幹事会で設置が決まったものです。それまでは廃棄物対策委員会で、廃棄物における有害化学物質対策の面から調査研究活動が行われてきましたが、今後は廃棄物に限らず、さまざまな素材や製品中の有害化学物質問題について幅広く、しかも一般の市民や子どもたちにも身近でわかりやすい内容で取りあげていくことを目的として、「毒物のない社会」という誰にもわかりやすい名称で発足しました。残念ながら、今までのところ委員のなり手が少なく(5名前後)、これまでまだ3回の委員会(2000年12月21日、2001年3月1日、6月28日)しか開催できていません。

委員会では、最初の取り組みとして、財団法人消費生活研究所が募集中の「持続可能な社会と地球環境のための研究助成事業」に「家庭用品に含まれる有害化学物質の総合的リスク管理に関する研究」と

いうテーマで応募したところ、今年の3月1日付で採用が決定し、50万円の助成金が支給されることになりました。この9月30日に、研究中間報告書を提出し終えたところです。

2. 今後の活動予定

この助成事業の実施とともに、7月17日に国民会議主催で開催した公開学習会「環境ホルモンと子どもの健康問題」（講師・竹野内真理さん）をきっかけに、子どもたちを取り巻く有害化学物質による健康影響問題を取り上げて政策提言を行うため、9月18日、環境ホルモン委員会と合同のプロジェクト（「子どもの健康と環境委員会」と命名：委員長・松崎早苗＋藤原寿和）を立ち上げ、これまで2回の委員会（9月18日、10月19日）を開催してきています。当面は一般向けのわかりやすい冊子を作成するため、子どもの健康と環境問題を取り上げた文献類の収集や学習会の開催、各種団体に対するアンケートの実施、そして普段から子どもたちと接触している諸集団（学校養護教諭、小児科医師、自治労保育部会、日本子どもを守る会、私立保育連盟など）への働きかけなどの取り組みを行うこととしています。

1997年5月、米国のマイアミで開催された8カ国環境大臣会合で、子どもたちの健康と環境問題が環境政策の重要な課題として取り上げられ、宣言されて以降、欧米各国では、子どもをターゲットにしたさまざまな取り組みが政府によって行われてきているのに引き換え、日本はこの方面の取り組みが極めて立ち遅れています。

毒物のない社会委員会として、まさに次世代の子どもたちへの影響が及ばないような健全な社会づくりのための政策提言が求められています。

来年5月には国連の子ども特別総会（子どもサミット）が開催されます。それまでにはぜひとも成果を出したいと思います。

◎環境ホルモン委員会

委員長 松崎 早苗

1. 第3年度活動報告

1999年末に始めた「全国市町村別出生性比の動向調査研究」を中間的にまとめて、2000年7月8日に発表しました。この時、性比の分析ができていた都

道府県数は約半数でしたが、各都道府県の環境情勢との比較を含めて報告書に盛り込まれたのは19都道府県だけでした。

その後、調査はふたつの方向に進展しました。一つは、ダイオキシン汚染と性比の動向を対比する作業で、その結果は2000年12月に環境ホルモン学会で発表しました。もう一つは、約半数に留まっていた分析県を47都道府県すべてに広げる作業で、これは2001年の夏に完了しましたが、これを中間報告と同じ調査レベルにまで揃えることはできませんでした。つまり、各都道府県の環境情勢の把握にはその都道府県の人に関与してもらわなければなりません、それが実現できなかったのが、分析が完了したものを報告書としてまとめることができませんでした。

調査のために集めたデータを他の人々にも利用してもらうためにFDに保存しました。また、もう一つの作業として分析結果を地図化しました。この二つの情報はインターネットで公開することが望ましいと思われます。

次に、性比の分析への取り組みは一部の人の作業になってきたので、環境ホルモン委員会として会員がより広く参加できる活動を模索するために、環境汚染物質の子供の健康影響に的を絞ることとしました。この提案は、毒物の無い社会委員会との合同活動としての「子供プロジェクト」の設置という結果になっています。

2. 今後の活動案

男児出生性比分析結果を国民会議のホームページに掲載することを考えています。しかし、グラフ47枚、地図47枚（各1枚当たり数百キロバイト）これにコメントがつくとかなりのメモリなので、サーバーの容量が問題となり、国民会議のホームページに掲載できるかどうかという技術的な問題があります。さらにホームページ作成の作業に人件費がかかるので、どこかの助成金を得られないと困難かとも思われます。

次年度は、子どもの健康と化学物質汚染の問題を、毒物のない社会委員会と合同で取り組むことを予定し、すでに合同の会議も開催しています。さらに参加者を広く募り、資料も集めて、最終的にはパンフレットを作成し、これを利用して学校その他、子ど

もの健康問題を扱っている人々と協働し、化学物質汚染を減らしてゆく運動に取り組んでゆきたいと計画しております。

◎広報委員会

委員長 佐和 洋亮

1. これまでしてきたこと

国民会議が98年9月に設立されてから、約1,400人の会員への情報伝達機関としてニュース・レターを発行することになり、当初は「編集委員会」として発足しました。

以後この会誌の名称の変更やそのレイアウトなどをいろいろ協議したり、また「編集委員会」が「広報委員会」に格上げ(?)されたことなどがありましたが、この3年間のうち後半は、2ヵ月に1回(年6回)の定期刊行物とすることとし、この9月で第13号を発行することができました。

これはかなりハードな作業でありまして、いわばボランティアとして、編集協力・レイアウト作業に携わっていただきました多くの方々のおかげであります。

一応「長」という肩書きを戴きました私は、ただコーヒーをお出しするだけで、あとは皆様のおかげでこの会誌発行が継続してきたことを感謝いたしております。

この他、環境省、農水省への記者発表も行いました。

2. これまでの「ニュース・レター」の役割

(1) 会員のみなさんとの絆

当会議は、「国民会議」とはいうものの全国に散らばる会員一同が顔を合わせる機会がなく、シンポジウムに来られた方のお顔をお見かけするくらいで、当会議と会員のみなさんとのつながりは、このニュース・レターの送付が唯一とも言えるものであり、その意味は大きかったと思います。

しかし、当会議からの一方的な「通信」であったことから、会員のみなさんの声をくみ取るということも検討し、今年1月発行の第9号では「21世紀への会員の夢と国民会議への要望」と題して会員のみなさんの意見を募ったところ、26名の方々からの意見が寄せられ、それをほぼ原文のまま掲載しました。

多少は会員のみなさんに近づけたかなという気がします。

(2) シンポジウムや海外視察などの報告、専門分野からの意見を掲載

一般の出版物ではなかなか掲載されることの少ない環境ホルモンなどについてのユニークな記事を継続して会員の方々にお伝えしてきました。これが、この会誌の主要な内容でありました。

また化学物質問題に関するトピックスや、環境省などの行政機関の取組を一般のニュースより詳しく伝達することや、また、当会議代表の立川先生はじめ各界の専門家の意見や解説を掲載してきました。

(3) 環境法の解説

当会議が弁護士の呼びかけで発足したこともあり、環境法の解説や情報提供を弁護士が専門的立場から継続して掲載することを始め、これは関係各省庁や企業の関係部署の方々から高い評価を得ています。

(4) 当会議のホームページの開設

ボランティアのメンバーのご苦勞でホームページが開設されました。今後、時代を反映した専門的かつ分かりやすく面白いものにしていきたいと思っています。

3. ニュースレターと広報委員会の課題

(1) 前に述べたようにこの会誌の発行が、今後も、これまでのように「奉仕活動」によって担われていってよいのかという問題があります。編集協力・データ作成も実費価格でしていただいております、やはり今後当会の財政的基盤の強化を考える必要があると思います。

(2) 一般の会員の方からよく言われることですが、「内容が専門的過ぎて難しすぎる」ことをどう考えるかという問題があります。専門性と大衆性の調和の問題であります。

(3) 「広報」とはいうものの、いわば、主として会員のみなさんに対する一方的な通信だけでよいかという問題があります。会員以外の人に幅広く当会議のことを宣伝し、会員を増やし、運動体として一層力をつける広報活動にはまだまだ不十分であると思います。財政的基盤の確立と表裏の問題ではありますが、今後に残された大きな課題であると思います。

◎食品問題プロジェクト・チーム

座長代行 中下 裕子

1. 第3年度の活動報告

食品問題プロジェクト・チームは、食品のダイオキシン汚染問題を検討する目的で、今年8月に設置されたチームです。

周知のように、食品、特に魚介類のダイオキシン汚染は大変深刻な状況にあります。しかし、現在、食品に関して何らの基準・ガイドラインも定められてはおりません。

国民会議では、既に「ダイオキシン類緊急対策第二次提言（母乳・食品関係）」を作成し、段階的食品基準値の設定や食事指導の徹底などの提言を行ってきましたが、残念ながら未だ実現に至っておりません。

そこで、今般、さらに内容を吟味して再度提言を行うとともに、国民の皆さんに迅速にかつわかりやすく情報を提供をするために、特別チームを設置することになったのです。

情報公開制度を活用して政府・自治体の調査データをそのままの形で入手できるようにします。これまで水産庁・農水省・環境省・厚生省に対して公開請求を行いましたが、一部不開示とされたものもあります。不開示部分については、異議申立を行っています。

このほか、生協など民間団体が行った検査データも広く収集しています。助成金を得られれば、国民会議も独自で検査を実施したいと考えています。なお、これまでに入手したデータ数は数千にものぼっています。

2. 今後の活動予定

(1) 情報収集

第3年度に引き続き、関連する情報を収集します。

(2) 情報の分析

次に、これらのデータをさまざまな角度から分析する必要があります。この分野の専門家にご協力をお願いする予定です。

(3) パンフレット等の作成・発行、ホームページでの公開

こうして収集、分析したデータをできるだけわか

りやすい形にして皆さんに提供したいと考えています。例えば、クリスマス・ディナーの献立表を作成し、それにデータをあてはめて摂取量を算定してみるなど、いろいろなアイデアを練っているところです。乞うご期待！

(4) 提言の作成とロビー活動

さらに、第二次提言を拡充した提言書を作成し、その実現に向けて、立法・行政・市民に対して働きかけたいと考えています。

以上が当チームの活動計画です。メンバーへの参加は自由です。関心のある方は是非ご参加をお待ちしています。

◎容器包装リサイクル法 改正提言チーム

座長 礒野 弥生

1. 第3年度の活動報告

(1) 容器包装リサイクル法の現状と問題点について前年度末に下記のとおり講師を招き、レクチャーを受けました。

・日時 2000年9月4日

講師 倉阪秀史氏（千葉大助教授）

・日時 2000年9月29日

講師 西ヶ谷信雄氏（元全国都市清掃会議調査部長）

(2) その後、チームのメンバーによる討議に入ったところ、プラスチック・ゴミの処理のあり方をめぐって一リサイクルすべきか、焼却すべきか、容器プラスチック・ゴミを分別収集すべきかなどメンバー間の意見が対立しました。この問題は、容器包装リサイクル法の改正提言を行うにあたって、避けて通ることのできない重要なポイントなので、プラスチック・ゴミの処理のあり方について、さらに詳しく検討することにし、次のとおり見学・レクチャーを実施しました。

●「新日鉄君津工場見学」

・日時 2001年3月1日

・内容 プラスチックの化学原料化法による処理の見学

●「プラスチックのライフサイクルについての学習会」

- ・日時 2001年3月7日
- ・講師 プラスチック工業連盟・プラスチック処理促進業界の担当者

(3) シンポジウムの開催

その後、チーム内で討議を行ったものの意見はまとまらず、さらに有識者と共に議論を深める必要性を痛感し、次のとおりシンポジウム「循環型社会とプラスチックごみ」を開催しました（ニューズレター13号2ページ参照）。

- ・日時 2001年7月29日 午後1時30分～4時
- ・問題提起 岸浪 勇氏（止めよう！ダイオキシン汚染関東ネットワーク）
- ・パネルディスカッション
 - パネリスト 田中 勝 岡山大学教授
 - 植田和弘 京都大学教授
 - 磯野弥生 東京経済大学教授
 - コーディネーター 弁護士 樋渡俊一
 - 同 中下裕子

2. 今後の活動予定

(1) 容器包装リサイクル法の改正提言

できるだけ早期に取りまとめ、12月中には常任幹事会に提出したい。

(2) 提言書の提出、ロビー活動

他のNGOや学会、日弁連などの動きと連携をはかりながら、行政・立法に対して働きかけを行いたい。

(3) 啓発活動

- ・提言書を作成し、会員に配布する。
- ・情勢をみながら、必要があれば集会等を開催。

(4) 循環型社会・各リサイクル法対策

循環型社会を推進するための政策のあり方や、容リ法だけでなく各リサイクル法のあり方についても検討する必要がある。当面自動車リサイクル法に対する取り組みを行うかどうか、さらにチーム内で検討する予定。

◎環境教育チーム

チームリーダー 山田久美子

1. 第3年度の活動報告

現在、廃棄物問題を中心にした小学校高学年向けの環境教育ビデオを制作中です。学校教育の中に無

理なく組み込めるように、10分程度のビデオ視聴をヒントとして、その後の授業で考察・自主調査・実践のできるようなプログラムを、テキストをつけることによって実現する方針で進めています。

これまでに、山梨県の国母工業団地（工業団地内の23企業・産業廃棄物業者・周辺農家の共同による廃棄物減量プロジェクト）取材、一般廃棄物処理場として東京都新江東清掃工場・粗大ごみ破碎施設・埋め立て処分場として中央防波堤撮影などを行いました。

2. 今後の活動予定

廃棄物削減を推進している自治体・市民・学校の事例としては、熊本県水俣市の撮影を11月6日から8日にかけて行います。水俣市内のエコショップ、市立水俣病資料館、水俣第2中学校の生徒の活動としての学校ISOを取材。住民による23分別などを取材撮影の予定です。

現在テキスト制作に関する作業については少し遅れ気味ですが、制作スタッフとしてチーム員のほかに環境教育に興味のある学生に呼びかけて募集し、項目を分担して執筆する方向で進めることを検討中です。

教師・大人用テキストは、予算不足のため今回企画とは別途予算を組んで発行の予定です。資金は助成金をいくつか申請していわゆる自転車操業のような状況ですが、現在WWF・日興グリーンインベスターズ基金（2000年度）から200万円、ボディショップ基金から15万円いただいています。また2001年度WWF・日興基金にも申請していますが現在審査中。まだまだ資金不足ですので助成金獲得しながら進める方針です。完成は2002年1月末、4月からはモデル校で使用する予定です。

中央環境審議会

『自動車リサイクル専門委員会中間報告』に対し意見書を提出

常任幹事 藤原 寿和

今年8月7日に、環境省の中央環境審議会廃棄物リサイクル部会の自動車リサイクル専門委員会から「使用済み自動車の減量化・リサイクルの推進について」と題する中間報告案が出され、8月23日～9月13日までの期間内でパブリックコメント（PC）の手続きが行われました。これに対して国民会議として意見を提出しましたので、その概要を紹介します。

1. 使用済み自動車の処理実態の公表

使用済み自動車の実際に行われている処理実態についての正確な把握が行われていないと思われるので、詳細な実態把握調査を行ったうえで、その実態を公表すべきである。

2. 使用済み自動車の法的定義の明確化

これまで使用済み自動車の廃棄物処理法上の取扱いが明確でなかったことも、その処理責任を曖昧にしてきた原因でもあると考えられることから、廃棄物処理法上の定義について明確にすべきである。

自動車の素材や各種使用部品等には様々な有害化学物質が含まれており、その処理処分や資源化等の過程で環境汚染をもたらすおそれがあるため、有害化学物質に対する安全対策や代替対策等について課題とすべきである。

3. 長寿命化や総量削減

循環型社会形成推進基本法の理念や目的等の達成には自動車単体の長寿命化等の措置を講ずることは当然であるが、自動車の生産・使用台数の削減を図るため、自動車交通量対策の面からも走行台数や保有台数の総量削減策も検討すべきである。

サーマルリサイクルについては、温室効果ガスの二酸化炭素（CO₂）の発生や、ヒートアイランドの

原因となる熱放出及びダイオキシン類等の有害物質の生成・排出による環境汚染を回避するため、極力抑制すべきである。

4. 排出抑制・減量化・リサイクルに配慮した自動車の製造、使用

自動車の生産・使用台数の総量を抑制するための方策を導入すべきである。また、自動車部品の再使用や再生利用の推進を図るため、自動車使用部品等に含まれている有害物質の種類を具体的に明らかにした上で、それらの使用抑制や代替策の検討を直ちに行うべきである。

*提出したパブリックコメントの全文はホームページに掲載しています。

<http://www.kokumin-kaigi.org>



厚生労働省

『塩ビのおもちゃ・容器包装の規格基準』 改正案について意見書を提出

常任幹事 荻原 二美

7月27日、厚生労働省「薬事・食品衛生審議会」食品衛生分科会毒性器具容器包装合同部会という長い名前の会議が開催され、塩ビ（ポリ塩化ビニル製）のおもちゃと器具・容器包装についての食品衛生法「規格基準」の改正案がまとめられました。

これで私達の暮らしから、塩ビのおもちゃや器具・容器包装の危険性を回避することができるようになるのでしょうか？ ダイオキシン・環境ホルモン対策国民会議では、ダイオキシン類緊急対策第三次提言「素材対策」（2000年2月）において、塩ビのおもちゃ等の緊急禁止措置を提言した立場から、同改正案への意見書を8月31日付で厚生労働省に提出し規制のさらなる強化を求めました。

■意見書のポイント

1. 規制物質が1種類あるいは2種類のフタル酸エステルの使用禁止では、他のフタル酸エステル、アジピン酸エステル、ビスフェノールA、ノニルフェノール等が溶出している実態に対処できないこと。使用される物質が未規制のフタル酸へ移行

し、より危険なものとなる可能性があること。

2. 対象を「乳幼児が口に接触することをその本質とするおもちゃ」や「油脂、脂肪性食品」と限定せず、「全てのおもちゃ」「全ての食品」とすべきであること。
3. おもちゃ、食品についてそれぞれ化学物質の暴露量とTDI（耐容一日摂取量）を比較検討するのではなく、生活全体における暴露量を検討し、子どもについては予防原則を適用してさらなる安全係数を見込むこと。
4. 塩ビは環境汚染性、人体への有害性が高いプラスチックであることから、塩ビの使用自体を禁止すべきであること。

厚生労働省は、秋に再度、上記合同部会と食品衛生分科会を開催し、最終的な決定をする予定です。

*提出したパブリックコメントの全文はホームページに掲載しています。

<http://www.kokumin-kaigi.org>

塩ビのおもちゃと器具・容器包装についての食品衛生法「規格基準」の改正案

◎おもちゃ	以下の2点を、食品衛生法第7条に基づく「規格基準」に規定する。 ● 乳幼児が口に接触することをその本質とするおもちゃ（おしゃぶり、歯がため等を指すものと考えられるが明確化されていない）の製造には、フタル酸ジ-2-エチルヘキシルあるいはフタル酸ジイソノニルを含有するポリ塩化ビニルを使用してはならない。 ● 合成樹脂製のもの（その他のおもちゃを指す）の製造には、フタル酸ジ-2-エチルヘキシルを含有するポリ塩化ビニルを使用してはならない。 ※ここでの乳幼児とは小学校へ上がる前の未就学児を指す。
◎器具及び容器包装	以下の点を、食品衛生法第10条に基づく「規格基準」に規定する。 ● フタル酸ジ-2-エチルヘキシルを含有するポリ塩化ビニルをもって油脂、脂肪性食品の器具及び容器包装を製造してはならない。ただし、フタル酸ジ-2-エチルヘキシルが溶出又は浸出して食品に混和するおそれのない場合はこの限りでない。

気候変動問題に取り組む 気候ネットワーク



気候ネットワーク代表・弁護士
浅岡 美恵

「気候ネットワーク」は、気候変動問題に関心をもつNGOや市民のネットワークです。1997年に京都で開催された国連気候変動枠組条約第3回締約国会議（地球温暖化防止京都会議）で京都議定書を採択させようと力を合わせた人々・団体によって設立された「気候フォーラム」の役割や活動を引き継ぎ、98年にNPO登録をしました。

気候フォーラムは京都会議のために時限的に設立したのですが、その後も私たちが活動を継続すべきだと考えたのは、高まった市民の意識や意欲を一度性のイベントのように終わらせてはいけないと考えたからです。

ツバルという南の小さな島の国では2002年から住民すべてがニュージーランドに移住を開始します。日本だって気候変動の悪影響から逃れることができません。私たちはそうした被害を少しでも小さくするために、CO₂など温室効果ガスの排出削減の努力を100年単位でしていかなければなりません。

しかし、その後日本は議定書交渉では議定書を骨抜きにする交渉に奔走し、産業界などは排出削減にも強く抵抗しています。不況下ですますその声が高まっており、私たち市民が関心をもたなくなれば、せっかく採択された京都議定書を発効させようという国内世論はもっと下火になっていたのではないのでしょうか。

ブッシュ政権の突然の離脱宣言のあと、今年7月のボンでのCOP7再開会合で京都議定書が生き返り、発効に踏み出しつつありますが、私たちNGOもながしか貢献したのではないかと考えています。

気候変動問題でのNGOの役割は、このように国際交渉会議で日本が積極的前向きな役割を果たせない

までも、交渉の妨害国とならないように監視し、国内での取組を国の政策や地方自治体政策に反映させていくなど、多岐にわたる政策提言活動、そのための情報収集・分析、NGOの視点からの発信が中心になっています。ニュースにも時事性が重要です。議定書交渉、炭素税などの国政レベル政策や地域温暖化政策でも、5年の経験が生かされつつあります。

しかし、本当に大切なのは、地域や企業など足下で、関係するセクターが協働して実質的に排出を削減し、あわせて持続可能な社会を築いていく活動が積み重ねられることです。そのために、広く地域のNGOとのネットワークを強めていきたいとおもっていますが、まだ成果をあげているとはいえません。難しい議論ばかりしているように見えない工夫が必要だと思います。

NGOの役割や社会の期待も大きくなっていますが、財政難のために乏しい人的資源で十分役割を果たせていないし、市民への浸透もできていないと焦りを感じているというのが、多くのNGOの偽らざる実態ではないでしょうか。

アドボカシー活動には継続性、専門性、市民代表性が不可欠ですが、他方でそれを可能にする財政基盤を築くことがより難しい領域でもあります。日本社会にはやくこうした活動を社会的に不可欠のものと認めて支援する制度ができあがってほしいと思います。皆様もどうぞご参加・ご支援ください。

※気候ネットワークのホームページ

<http://www.jca.apc.org/kiconet/>

「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」(化審法)

弁護士 中下 裕子

●化審法の目的・運用範囲

20世紀、化学工業はめざましい進展を遂げました。医薬品・農薬・衣類・プラスチックなど、私たちの身の回りには多くの化学物質があります。人類がこれまでに作り出した化学物質は約10万種とも言われています。確かに化学物質は私たちの生活に利便性をもたらしました。しかし、その一方で、化学物質の中には、ヒトや生態系に悪影響を及ぼすものがあることが次第にわかってきたのです。

昭和43年に起きたカネミ油症事件（PCBが混入した米ぬか油による食品公害事件）は、こうした化学物質の氾濫に警鐘を鳴らすものでした。これを契機に、年々作り出される新しい化学物質に対する事前審査・規制の必要性が指摘されるようになり、昭和48年に制定されたのが、化審法です。化審法は、難分解性・蓄積性・有害性の観点から、新規化学物質の事前審査を製

造・輸入業者に義務づけるとともに、審査の結果問題のある化学物質を特定化学物質に指定し、その製造・輸入・使用等に必要な規制を行うことを目的とする法律です。但し、あくまでも環境を経由した化学物質汚染の未然防止を対象とするもので、図1のとおり、医薬品・農薬・食品添加物などの化学物質は別の法律の規制を受け、化審法の適用はありません。

●新規化学物質の事前審査

図2に沿って、審査・規制の内容を説明します。まず、新規化学物質を製造・輸入しようとする時は、事前に届け出て、分解性・蓄積性・長期毒性に関する審査を受けなければなりません。この届出には、①分解度試験、②濃縮度試験、③スクリーニング毒性試験の各試験結果を添付しなければなりません（但し、分解度試験で良分解性のときは①のみで可）。

審査の結果、良分解性のものは、そのまま官

図1 毒性に基づく化学物質規制に関する諸法令の位置付け

評価される 用途	急性毒性	慢性毒性	変異原性 (発がん性)	環境経由の 慢性毒性等
医薬品 化粧品 医薬部外品等	薬事法		労働安全衛生法	
食品添加物等	毒物及び劇物取締法	食品衛生法		
農薬		農薬取締法		
一般化学品		家庭用品規制法		化審法

報に公示され、製造・使用が可能となります。

●第一種特定化学物質

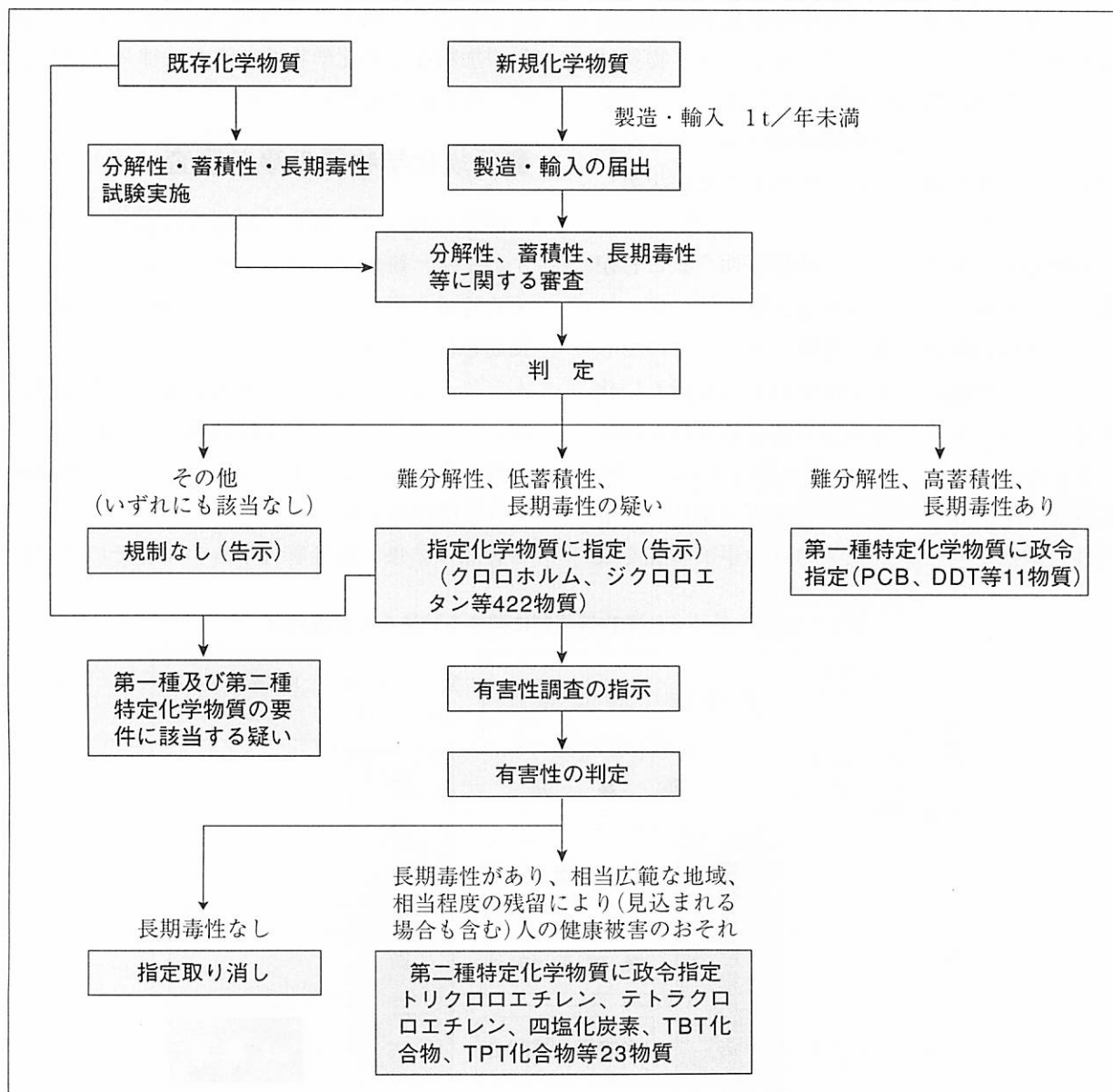
難分解性で、高蓄積性があり、かつ、長期毒性のある化学物質は、「第一種特定化学物質」に指定され、製造・輸入・使用が原則として禁止

されます。現在、PCB、DDT、クロルデンなど11物質が指定されています。

●指定化学物質、第二種特定化学物質

難分解性だが、低蓄積性で、長期毒性の疑いのある化学物質は、「指定化学物質」に指定され、

図2 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の体系（平成13年1月～）



製造・輸入実績の届出が義務づけられます。現在、クロロホルム、ジクロロエタンなど422物質が指定されています。

指定化学物質のうち、環境汚染により人の健康被害を生ずるおそれがあると見込まれるときは、さらに、有害性調査の指示が行われます。

その結果、有毒性が確認されたものについては、「第二種特定化学物質」に指定され、製造・輸入予定数量及び実績の届出、取り扱いのための技術上の指針の策定及び遵守、表示が義務づけられるほか、環境汚染の状況によっては製造・輸入予定数量の変更命令が発せられます。

有害性なしと判定されると、「指定」は取り消されます。

●既存化学物質の取り扱いと問題点

このような審査の対象は、あくまでも新規の化学物質だけで、化審法制定当時既に市場に回っていた既存化学物質（約2万種）については、既存化学物質名簿に登録されたのみで、従来どおりの製造・輸入が認められました。これらの物質については、国が安全性の点検を行うこととされていますが、法施行後30年が経過したにもかかわらず、点検が行われた物質数はごく僅かにすぎません。また、「指定物質」に指定されるものもごく少数で、つい最近までは年間0～2物質という実情でした。

第一種特定化学物質の11物質は、いずれも既存物質から指定されたものです。考えてみると、化学物質の負の側面がほとんど考慮されていなかった時代に作られた既存物質の方に、より問題物質が多いのは当然でしょう。その意味で、既存物質の点検作業をもっとスピードアップする事が求められます。企業にも安全性点検作業

を分担させる必要があります。さらには、規制のあり方そのものも、再検討を要するのではないのでしょうか。

●生態系の保全と化審法

化審法は、人の健康の保護のみを目的としており、生態系保全の考え方が欠落しています。いうまでもなく、生態系は、人類存続の基盤に他なりません。化学物質の中には、人体への影響はそれ程ではなくとも強い生態毒性を示す物質もあります。諸外国では、こうした生態影響を考慮に入れた法制度が整備されてきており、わが国でもPRT法には生態毒性の概念が導入されました。

さらに、現行法には、「環境ホルモン」（内分泌かく乱性）の観点からのチェックシステムがありません。

30年前には進歩的であった化審法ですが、その後の毒性概念の変化等に伴って、今や抜本的な見直しが必要となっているといえます。現在、環境省では、生態系保全と化審法のあり方をめぐる検討会が設置されており、国民会議から筆者もNGO代表の形で参加しています。生態系保全は先に成立したPOPs条約（残留性有機汚染物質条約）の要請でもあります。国民会議としても、生態系保全を含めて化審法の抜本的改正に向けた提言を行う必要があると思います。

International News Clip

(最近の国際動向)

翻訳：森谷 隆

■欧州委員会、食品および飼料中に含まれるダイオキシンに対する厳しい新規制案を発表

欧州委員会は、食品および飼料中に含まれるダイオキシンに対する厳しい新規制案を発表した。人体への暴露を抑制するために新たな最大基準、警告発動濃度を提案した。欧州委員会執行部は、同様の規制は、最終的にはダイオキシンに類似するPCBについても適用されるべきであるとしている。

ダイオキシンや類似化学物質が健康に及ぼす潜在的脅威に関する研究は、PCBを含む産業用の油や微量のダイオキシンが、ベルギーの家畜用飼料の食物連鎖の中で発見された1999年のスキャンダル以降、欧州において熱心に進められてきた。昨年末に提出されたEU委員会による科学的勧告では、EU内に住む相当部分の人々が目下、食品を通して体重1キログラムあたり14ピコグラムの許容週間摂取量(TWI)を上回るダイオキシン、及びダイオキシン類似PCBに曝されていることを発見している(欧州ニュース 2000年11月28日付)。

このような背景を受け、今回の欧州委員会の提案は、勧告で提案されたTWIを採用し、これを遵守するために、食品及び飼料中に含まれるダイオキシンの長期的「目標レベル」を確立することを公約。更に、直ちに実施が可能な新たな規制として、飼料及び食品中に含まれる法定「最大」ダイオキシン・レベルと、「望ましいレベルを上回った場合」に早期警告を発するためにより厳しい「警告発動」レベルを提案した。

提案された最大レベルと警告発動レベルは、飼料や食品の種類によって異なる。最大レベルは、植物ベース飼料の1キログラムあたり0.75ナノグラム(ng)から、動物性油脂の2ng/kgや、魚油の6ng/kgまでばらつきがある。食品中の最大基準値案はより一層厳しく、食肉及び肉製品については、1キログラムあたり3ピコグラム(pg)、植物油については2pg/kg、そして人間が消費する魚油については0.75pg/kgとなっている。

これら2つの基準は2002年1月に発効される見通し

で、2006年以降に規制値を強化するという観点から、2004年中に見直す予定である。

(出所：欧州委員会、<http://europa.eu.int/comm/>)

■米国メーカー36社、化学薬品の子どもへの影響を評価するテストの実施を約束

米国環境保護庁(EPA)は、化学薬品メーカー36社が、よく使用される市販の化学薬品20種について、子どもに対する潜在的な健康リスクを評価するのに必要な情報を提供することを約束したと発表。シェル・ケミカル社、PPGインダストリーズ社、BPアモコ・ケミカル社、サノコ社、ダウ・ケミカル社を含む36社は、EPAが2000年12月に発表した、「化学薬品の子どもへの影響を評価する自主的プログラム」(Voluntary Children Chemical Evaluation Program)の第1回目の参加企業となる。

評価対象となる化学薬品は、アセトン、ベンジン、メチルエチルケトン、トリクロロエチレン、トルエンなど。人体組織の中に見られ、飲料水や屋内空気中にも存在している可能性がある。これらの化学薬品の中には、一般的な家庭用品(プラスチック、繊維製品、潤滑剤、洗剤、医薬品など)の製造に使用されるものもあるが、子どもの健康を害するリスクの有無を検証するための十分な評価は、これまで行われたことがない。

参加企業は、有害性、暴露、およびリスクの評価を実施し、その後、作成したデータが子どもに対する潜在的リスクの特徴を十分に表しているかどうかを評価するため、一般公開の科学的検証プロセスに参加する。子どもへの潜在的な健康リスクを十分に理解するためにより詳細なデータが必要ならば、その薬品については個別に調査を続行する。

第1回目のアセスメントの結果は2002年夏にEPAに提出される予定。「化学薬品の子どもへの影響を評価する自主的プログラム」の詳細は下記サイトを参照のこと。

(<http://www.epa.gov/chemrtk/vcceprsp.htm>)

■有機スズの段階的廃止条約が合意された!!

国連の国際海事機関（IMO）加盟国は、10月5日ロンドンで開催された会議で、内分泌攪乱物質と疑われる有機スズ化合物を含む船舶用の防汚塗料を、全面的に禁止することで合意した。

2年以上の話し合いを経て、2003年を期限とする有機スズを含む塗料の禁止措置を、船体全体にも拡大して適用することに合意。2008年までには、船体上の有機スズ含有塗料を密閉し、溶出を防ぐための工夫をするか、または完全に取り除くかにより、あらゆる船体に有機スズ含有塗料が残存しないよう義務付ける。

今回の合意の大きな意義は、将来新たな化学物質を使用禁止する際に、科学的確証がないという理由だけで、使用禁止を阻止することができなくなることにある。今後は、ある化学物質が、環境や人体に深刻な影響又は回復不可能なダメージを与える危険があると判断されれば、その物質の使用を禁止することができるようになる。

しかしながら、IMO加盟国から条約の発効に必要とされる十分な数の批准が、予定期日通り得られることは難しく、今回の合意が法的拘束力を持つまでには時間がかかる。条約の規定では、世界の総船舶トン数の25%にあたる25カ国が批准してから1年後に、条約が発効されることになっている。有機スズ塗料の段階的廃止に合意した精神を支え、条約を早期発効させるためにも、環境NGOや市民が塗料メーカー、船舶業界、IMO加盟国政府に更なる働きかけをすることが必要である。

詳細や関係機関・団体については、下記サイトへ。

- (1) 国際海事機関（IMO）(<http://www.imo.org/>)
- (2) グリーンピース・インターナショナル
(<http://www.greenpeace.org/>)
- (3) 世界自然保護基金（WWF）インターナショナル
(<http://www.panda.org/>)

■あなたの化粧品は大丈夫？ EU科学委員会が化粧品の有害化学物質規制強化へ動く！

EU科学委員会の科学者たちは、化粧品規制の政策立案者および化粧品業界に対し、化粧品に含まれる発癌性、突然変異誘発性、生殖毒性を有する化学物質、またはその疑いがあるとされる物質に対し、化粧品を使用することにより人がどれだけ暴露されるか事前に検査されていない場合、その物質を全面的に使用禁止するよう要請した。

既存のEU化粧品指令では、化粧品に含まれる化学物質について、人に対する健康影響を評価し規制を行っているが、今回の要請は、既存の指令よりも更に踏み込んだものである。化粧品製品に関する科学委員会は、定例会議で採択した見解を発表し、化粧品に含まれる発癌性、突然変異誘発性、生殖毒性を有する化学物質を化粧品に使用するべきではなく、故意に添加すべきではないと主張した。

このような動きからも明らかなように、化粧品に添加される多様な化学物質は、その物質が及ぼす健康への影響が十分に検査されないまま市場に流通している事が多い。最近では、ほとんどの化粧品に含まれる、パラベンという化学物質が内分泌攪乱物質と疑われており、検証が進んでいる。EUのような積極的な動きから学ぶべきことは多く、更なる運動が日本の消費者にも必要ではないだろうか。その第一歩として、あなたの化粧品の表示成分を見てみてはどうだろうか。あなたの化粧品は大丈夫ですか？

詳細や関係機関・団体については、下記サイトへ。

- (1) 参考:欧州委員会 (<http://europa.eu.int/comm>)
- (2) 化粧品製品に関する科学委員会
(http://europa.eu.int/comm/food/fs/sc/sccp/index_en.html)
(http://europa.eu.int/comm/food/fs/sc/sccp/out147_en.pdf)
- (3) Colipa (<http://www.colipa.com/>)

◎「いのちの地球 ダイオキシンの夏」映画会のお知らせ

- 日時 2002年1月14日(月・祝日) 午前10時より3回上映
- 場所 東京都児童会館大ホール(渋谷区渋谷1-18-24) TEL 03-3409-6361
- 前売り券発売中(団体申し込みあり)
大人・小人(6才以上) 均一: 料金800円(当日券1000円)
- お問い合わせ 映画「ダイオキシン」製作委員会 TEL 042-396-7815
東京都東村山市栄町1-15-62 ゴーゴービジュアル企画内

◎「環境市民ひろば」からのお知らせ

「市民のためのやさしい化学教室——化学はなぜ環境を汚染するのか」

- 講師 村田徳治さん(循環資源研究所所長)
- 日程 第1回 11月24日(土)「化学物質とは何か」
第2回 12月8日(土)「水の不思議、酸とアルカリ」
第3回 1月26日(土)「物の性質と周期律」
第4回 2月23日(土)「重金属の化学」
第5回 3月23日(土)「有害物質の化学」
第6回 4月27日(土)「プラスチックの化学」
各回とも午後1時30分から4時まで
- 場所 環境市民ひろば(JR大塚駅北口下車徒歩3分)
- 受講費 全回通し 5000円 1回1500円
- 定員 先着30名まで(まだ若干空きがあります)
- 主催・問い合わせ先 化学物質問題市民研究会
〒170-0004 東京都豊島区北大塚2-29-5大塚ダイカンプラザ1F
「環境市民ひろば」TEL 03-5907-2670 FAX 03-5907-2671

◎シリーズ 「隣の環境NGO」

今号から「隣の環境NGO」をシリーズで随時、掲載します。第1回の「気候ネットワーク」は、地球温暖化防止対策に取り組むわが国の中心的な環境NGO。1997年12月の「COP3」(京都会議)では市民運動を盛り上げ、「京都議定書」採択に貢献しました。さらに会議が大詰めを迎えていた12月11日朝、代表の浅岡さんは議長の大木浩環境庁長官が橋本内閣不信任案提出を理由に上京しようとしていることを知り、「日本の恥になる」として自民党幹部などに電話連絡、上京をやめさせました。(川名英之)

編集後記

広報委員会委員長 佐和洋亮

— ノーベル化学賞 —

先日、野依良治先生がノーベル化学賞を受賞されました。10月20日付の東京新聞に「わが国の若い世代へ」と題して1ページにわたり寄稿文を寄せられています。自然に関わることやリーダー像などについてとても感動的な文章だと思いましたので、編集後記に代えてその抜粋を掲載させていただきます。

生きる力を身に付けよ

人生を豊に生きてゆくためには、難しい数学や英文法を勉強するというのは実は枝葉末節な話。知性や感性、技術、体力など、さまざまなものがなくて、つまり人間性が一番大事なのだ。そのためには、若い時代に広い自然の中で1人で生きていく力を付けていくことが大事だと思う。

(理科を学ぶのは)化学式とか物理の法則をただ学ぶということではなくて、自然を理解し、自然の力や知恵を借りて人生をどう豊に送るかが、理科を学ぶ一番の目的だと知ってほしい。そのためには、自然とともに自然の中で生きるという時間を持つべきだ。君達自

身が自然の中で行動することによって、理科の知識や考え方が本当に身に付く。

リーダー達の責任

僕は57(昭和32)年、大学に入学した。米も配給制の時代、下宿で真中にどぶろくを置いてみんなで天下国家を語ることが楽しかった。今から思うと青臭い議論で恥ずかしいが、それでも将来おれ達が社会の中心を占めるんだという気概があった。

今の社会はどうだろう。あらゆる組織のリーダー達が、激動する国際社会について行けず、場当たりのしか物を考えられないように思う。それを思うと、現代は全然、豊ではない。次世代、次々世代につけを回す借金で豊に見えるだけだ。

(若い人達は)「リアル・ワールド(現実の世界)に生きろ」ということだ。モデルとかシュミレーションとか言い過ぎる。モデルはあくまでモデル。決して実物ではありえない。「仮想社会」で人間をしているつもりだが、それは人間ではない。未来は君達の時代だ。だから僕は、君達に何かしてくれと言おうとは思わない。自らを育て、自分達の力で良い日本国を作ってください。

ダイオキシン・環境ホルモン対策
国民会議 提言と実行
ニュースレター 第14号

2001年11月発行

発行所

ダイオキシン・環境ホルモン対策
国民会議 事務局

〒170-0004

東京都豊島区北大塚2-29-5

大塚ダイカンプラザ1F

環境市民ひろば

TEL 03-5907-1411

FAX 03-5907-1412

編集協力・レイアウト

有総合工房キャップ

*国民会議事務局のE-mailアドレスは、kokumin@attglobal.net です。

HPは、<http://www.kokumin-kaigi.org>